

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 三略

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 7 略

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二 略

第二章 民間都市開発推進機構

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(機構の業務)

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定民間都市開発事業(第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。)について、当該事業の施行に要する費用の一部(同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設(以下この条において「公共施設等」という。))の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)を負担して、当該事業に参加すること。
- 二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用(第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用)に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。
- 三 民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。
- 四 民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。
- 五 民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項第二号に掲げる業務については、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫(以下「日本政策投資銀行等」という。)とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。
 - 一 機構は、日本政策投資銀行等に対し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。
 - 二 日本政策投資銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に対し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。
 - 三 利息その他の第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項
 - 四 その他国土交通省令で定める事項
- 3 機構は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(資金の貸付け)

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第八項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（事業計画等）

第六条 機構は、毎事業年度開始前に（第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第七条 機構は、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（借入金及び債券）

第八条 機構は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、基本財産の額又は純資産額のいずれか少ない額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換えのためには、一時その限度を超えて債券を発行することができる。

3 機構は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、第二項の規定による債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。

5 第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第二項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第二項の規定による債券で当該債券に係る債務について次条の規定により政府が保証契約をしているものについては、これを社債等登録

- 法（昭和十七年法律第十一号）第十四条の規定に基づき同法が準用される債券とみなす。
- 10 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第四条第一項第二号に掲げる業務に要する資金の財源（公共施設の整備に要する費用に充てるものに限る。）に充てるための前条第二項の規定による債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

（余裕金の運用）

第十条 機構は、次の方法によるほか、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

（報告及び検査）

第十一条 国土交通大臣は、第四条第一項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第十二条 国土交通大臣は、第四条第一項各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命じることができる。

(指定の取消し)

第十三条 国土交通大臣は、機構が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 前条の規定による国土交通大臣の処分違反したとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第十四条 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関する所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要なと判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第四章 雑則

(国の援助等)

第十五条 国は、民間都市開発事業の推進を図るため、当該事業を施行する者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体(港務局を含む。)は、民間都市開発事業の円滑な推進を図られるように、当該事業を施行する者に対し、必要な協力を行うものとする。

(協議)

第十六条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第七項の認可をしようとするとき。
 - 二 第十条第一号の指定をしようとするとき。
 - 三 第十条第三号の国土交通省令を定めようとするとき。
- 2 国土交通大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、機構と日本政策投資銀行との協定に係るものにあつては財務大臣に、機構と沖繩振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(日本政策投資銀行法等の特例)

第十七条 日本政策投資銀行等は、日本政策投資銀行にあつては日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項の規定によるもののほか、財務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項の規定によるもののほか、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。

2 前項の規定により日本政策投資銀行等が拠出する場合においては、日本政策投資銀行法第五十四条第一号中「場合」とあるのは「場合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とし、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とする。

（権限の委任）

第十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（国土交通省令への委任）

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第三十六条 都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、都市再生特別地区を定めることができる。

2・3 略

第四十六条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2・4 略

5 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業（都市計画法第四條第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関する都市計画（同法第十五條第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画（同法第八十七條の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十一條第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの（以下「市町村決定計画」という。）及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限（以下「計画決定期限」という。）を記載することができる。

6 略

7 第二項第三号イに掲げる事業には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三條第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（同法第三号の都道府県道をいう。以下同じ。）の新設又は改築（同法第十二條ただし書及び第十五條並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七條第一項又は第二項の規定により同法第一項の指定市又は同法第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十八條第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道等事業」という。）を記載することができる。

8 略

（交付金の交付等）

第四十七條 略

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公共公益施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3・4 略

（市町村による都市計画の決定等の要請）

第五十四條 市町村（指定都市を除く。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四條第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五條第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 略

（道路整備に係る権限の移譲）

第五十八条 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により国道の新設又は改築を行おうとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

3 市町村は、第一項の規定により国道又は都道府県道の新設又は改築に関する工事を行おうとするとき、及び当該新設又は改築に関する工事の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により国道又は都道府県道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により市町村が行う国道又は都道府県道の新設又は改築に要する費用は、当該市町村の負担とする。

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 略

2、4 略

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こつ門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りよう鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保

管施設

- 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
 - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物理立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
 - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
 - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
 - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
 - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
 - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
 - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
 - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6
9 略

道路法（昭和二十七年法律第八十号） （抄）

（用語の定義）

- 第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。
- 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。
- 一 道路上のさく又は駒止
 - 二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
 - 三 道路標識、道路元標又は里程標
 - 四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）
 - 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3）5 略

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2）6 略

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 略

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2・3 略

（道路等と自動車専用道路との連結又は交差）

第四十八条の四 道路等（軌道を除く。以下本項及び第四十八条の八第二項中同じ。）の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 略

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるものを行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 略

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 略

(二級河川)

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 略

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）（抄）

(近郊緑地保全計画)

第四条 略

2 近郊緑地保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 略

三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。）の指定の基準に関する事項

四 略

3 略

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）（抄）

（近郊緑地特別保全地区に関する都市計画）

第六条 略

2 国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区（前項の規定による緑地保全地区をいう。以下同じ。）に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

3 略

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条 略

2 8 略

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 16 略

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二

種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二・二の二 略

二の三 高層住居誘導地区

三〇六 略

七 風致地区

八〇十六 略

2 〃 4 略

（被災市街地復興推進地域）

第十条の四 都市計画区域について必要があるときは、都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

2・3 略

（都市計画を定める者）

第十五条 次に掲げる都市計画（準都市計画区域について定めるものを除く。）は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 区域区分に関する都市計画

三 都市再開発方針等に関する都市計画

四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六 市街地開発事業（政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業を除く。）に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画

2 〃 4 略

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第四号から第七号までに掲げる都市計画（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものを除く。）は、指定都市が定める。

2
7
略

都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（緑地保全地区に関する都市計画）

第三条 都市計画区域内の緑地で次の各号の一に該当する土地の区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができる。

- 一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - イ 風致又は景観が優れていること。
 - ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

2
略

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）

（事務の委託の特例）

第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。

2
略

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 略

3 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

（電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請）

第四条 略

2・3 略

4 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下しなければならない。

一 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないと認められるものであること。

二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

（電線共同溝の建設）

第五条 略

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者（同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。）の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

3・4 略

（電線共同溝の占用予定者の地位の承継）

第六条 略

2 前項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

(電線共同溝の占用予定者の建設負担金)

第七条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 略

(電線共同溝の増設)

第八条 略

2 略

3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五条第二項及び第三項中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)

(抄)

(補助金等とする給付金の指定)

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの(第三十号から第七十五号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの)とする。

- 一 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第百五十条の三第一項に規定する交付金
- 二 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
- 三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百十八条第一項(同法第三百二十二条において準用する場合を含む。)に規定する交付金
- 四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第七十一条の三第九項の規定による交付金
- 五 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十五条第一項に規定する交付金

- 六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
- 七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
- 八 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
- 九 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による交付金
- 十 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 十一 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
- 十二 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第七項に規定する交付金
- 十三 道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項に規定する交付金
- 十四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条に規定する調整交付金
- 十五 大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十一号）第二条第一項の交付金
- 十六 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
- 十七 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
- 十八 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十条第一項の規定による損失補償金
- 十九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 二十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十一号）第五十条の規定による交付金
- 二十一 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 二十二 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十三 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金
- 二十四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第四十五条の規定による交付金

- 二十五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二十三条の規定による交付金
- 二十六 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第二十三条の規定による交付金
- 二十七 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十二条の規定による交付金
- 二十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条第一項及び第二百二十六条の規定による交付金
- 二十九 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
- 三十 不発弾等処理交付金
- 三十一 交通事故相談所交付金
- 三十二 生活情報体制整備等交付金
- 三十三 放射能調査対策研究委託費
- 三十四 電源立地特別交付金
- 三十五 啓発宣伝事業等委託費
- 三十六 政府開発援助啓発宣伝事業等委託費
- 三十七 特殊教育就学奨励費交付金（第十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 三十八 社会事業学校等経営委託費
- 三十九 生活保護指導監査委託費
- 四十 身体障害者福祉促進事業委託費
- 四十一 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 四十二 心身障害児総合医療療育センター運営委託費
- 四十三 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 四十四 介護円滑導入臨時特例交付金
- 四十五 老人福祉事業開発委託費
- 四十六 健康づくり啓発事業委託費
- 四十七 がん研究助成金
- 四十八 中山間地域等直接支払交付金
- 四十九 試験研究調査委託費のうち指定試験事業委託に係るもの
- 五十 水産業改良普及事業交付金
- 五十一 農業共済団体職員等講習委託費
- 五十二 糖業振興臨時助成金

- 五十三 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 五十四 とも補償・稲作経営安定対策等助成金
- 五十五 学校給食米飯推進緊急対策事業費交付金のうち学校給食用炊飯設備等拡充交付金
- 五十六 流通円滑化対策助成金
- 五十七 水力発電施設周辺地域交付金
- 五十八 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 五十九 住宅地関連公共施設整備事業助成金
- 六十 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額
- 六十一 住宅地区改良指導監督交付金
- 六十二 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金
- 六十三 地方道路公社都市高速道路整備補給金
- 六十四 情報通信技術講習推進特例交付金
- 六十五 明るい選挙推進費交付金
- 六十六 公営地下高速鉄道事業助成金
- 六十七 原子力安全防災対策交付金
- 六十八 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 六十九 大豆生産者団体等交付金（第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十 電源立地等推進対策交付金
- 七十一 原子力施設等防災対策等交付金
- 七十二 緊急地域雇用創出特別交付金
- 七十三 森林整備地域活動支援交付金
- 七十四 地域情報化モデル事業交付金
- 七十五 電源立地地域対策交付金（第二十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）

（民間都市開発事業の要件等）

第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内においては、千平方メートル）以上であること。

ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物又は貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものについては、千平方メートル）以上であること。

二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業であること。

2 法第三章並びに附則第十四条第一項第一号イ、第二項、第七項及び第九項並びに第十七条第一項及び第三項に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地の区域の面積が、五百平方メートル以上であること。

二 整備される建築物の延べ面積が、千平方メートル以上であること。

3 法第二条第二項第二号の政令で定める都市計画施設は、道路、駐車場、公園、緑地、広場、運動場、墓園、下水道、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

附 則

（民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準

に該当するものに限る。」内」とする。

2 平成十三年三月三十一日までの間は、法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち都市の構成上重要な幹線道路網を構成する道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）の沿道の区域（当該道路の整備状況にかんがみその土地の高度利用を緊急に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）において施行されるもので当該道路の機能の向上及び市街地の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに係る法第四条第一項第二号に掲げる業務についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内においては、千平方メートル）」とあるのは「五百平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）

第一条の三 平成十八年三月三十一日までの間は、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当する事業に係るものに限る。）とする。

2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一、三 略

四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

五、十一の三 略

十一の四 法第四十五条第一項又は第四十七条の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十二 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十二の二、十三の三 略

十四 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

十四の二 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十五 略

十六 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十七 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十八、二十 略

二十一 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

二十一、二十四 略

2 略

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

一 道路の防雪又は防砂のための施設

二 ベンチ又はその上屋で道路管理者の設けるもの

三 車両の運転者の視線を誘導するための施設

四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

五 地点標

- 六 道路に接する自転車駐車場で道路管理者の設けるもの
- 七 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（都道府県が定める都市計画）

第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の法第八条第一項一号又は第二号の三に掲げる地域地区
 - イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域
- 二 指定都市の区域
 - 一 風致地区で面積が十ヘクタール以上のもの
 - 三 緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区（第十四条第二号において「近郊緑地特別保全地区」という。）を除く。）で面積が十ヘクタール以上のもの
- 2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 次に掲げる道路
 - イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条の一般国道又は都道府県道
 - ロ その他の道路で、車線の数四以上のもので又は自動車専用道路であるもの
 - 二 都市高速鉄道
 - 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル
 - 四 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港
 - 五 公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のもの
 - 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道
 - 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道で排水区域が二以上の市町村の区域にわたるもの又は同法第二条第四号に規定する流域下水道

八 産業廃棄物処理施設

九 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川又は運河

十 大学又は高等専門学校

十一 集団住宅が二千戸以上の一団地の住宅施設

十二 一団地の官公庁施設

十三 流通業務団地

十四 防潮の施設

（法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業等）

第十条 法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業で施行区域の面積が五十ヘクタールを超えないもの

二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業で施行区域の面積が二十ヘクタールを超えないもの

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設）

第四十四条の二 法第八十七条の二第一項の一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものは、第九条第二項各号に掲げる都市施設のうち、次に掲げるものとする。

一 道路法第三条の高速自動車国道若しくは一般国道又は道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条の二第一項に規定する首都高速道路、同条第二項に規定する阪神高速道路若しくは同法第七条の十四第一項に規定する指定都市高速道路

二 空港整備法第二条第一項に規定する空港

三 国が設置する公園又は緑地

四 水道

五 下水道

六 河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）